

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

タイでは、商務省所管の輸出入管理法（1979年）等に基づいて一部の品目の輸出入が規制されている。

(1) 輸入規制

輸入規制の対象となる品目は次の3タイプに分けられる（図表16-1）。

① 商務省による輸入規制品目

タイでは、国内産業保護や外貨流出防止等の観点から、輸出入管理法に基づき、輸入規制対象品目を指定し、商務省外国貿易局の輸入許可認証取得、課徴金賦課等により輸入規制を実施している。この規制には「輸入許可取得必要品目（21品目）」、「証明書や輸入者登録が必要な品目（10品目）」、「関税割当対象として輸入証明書が必要な品目（22品目）」、「輸入課徴金が課せられる品目（3品目）」がある。

② その他の輸入規制品目

工業省の指定する危険品、国家放送通信委員会（National Broadcasting and Telecommunications Commission : NBTC）による通信機器、タイ工業規格局（Thailand Industrial Standards Institute : TISI）による鉄鋼製品の規格制限等がある。

③ 輸入禁止品目

他人の商標権を侵害する品目や著作物の複製品等の輸入のほか、計17品目が該当する。また、国連安全保障理事会決議に則り輸入禁止対象の地域規制（7カ国、及びタリバーン、イラク・レバントのイスラム国（Islamic State of Iraq and the Levant : ISIL）、アルカイダ）がある。

図表 16-1 商務省輸入規制品目と輸入禁止品目のリスト

○ 輸入許可取得必要品目 (21品目)	○ 關税割当対象として輸入証明書が必要な品目 (22品目)	○ 証明書や輸入者登録が必要な品目 (10品目)	○ 輸入課徴金が課せられる品目 (3品目)
1 楽器および製楽製品	1 粉ミルク	1 豚の臓物	1 魚粉 (60%を超えるタンパク質含有量の魚肉)
2 クレンプテロール化合物	2 生乳および乳飲料	2 エシャロット	2 飼料用トウモロコシ
3 アルブテロールおよびサルブタモール	3 ジャガイモ	3 オレンジ	3 大豆油かす
4 石肺用または建築用の石の一部	4 たまねぎ	4 給湯器 (ガスのものに限る)	
5 中古タイヤ (バスおよびトラック用)	5 にAIにく	5 キャッサーとその製品	
6 中古牽引車 (トラック用)	6 ココナツ	6 ガソリン	
7 中古救急車	7 乾燥蜜柑	7 ダイヤモンド原石	
8 中古特殊用途自動車 (クレーン車、消防車 またはコンクリートミキサー車など)	8 コーヒー豆	8 食品用の陶器、銀で表面加工された容器	
9 中古ディーゼルエンジン	9 茶	9 原木、加工木材および木製品	
10 金	10 胡椒	10 塩	
11 コイン	11 飼料用トウモロコシ		
12 骨董品	12 コメ (調理済みのもの、コメ製品 を除く)		
13 国際印刷機	13 大豆		
14 ブラスティックのくず	14 ココナツの果実		
15 チェーンソー	15 たまねぎの種	1 北朝鮮 (兵器、武器、宝飾品、輸送機器等)	
16 魚粉 (60%未満のタンパク質含有量の魚肉)	16 大豆油	2 イラン (兵器、武器)	
17 カフェイン	17 バーム油	3 リビア (兵器、武器)	
18 過マンガン酸カリウム	18 ココナツ油	4 ソマリア (木虎)	
19 捕獲性亞硝酸アルキル	19 砂糖	5 エリトリア (兵器、武器)	
20 動物飼料の小麦	20 コーヒー製品	6 イエメン (武器)	
21 未加工シルクと織り糸の一部	21 大豆油かす	7 コートジボワール (ダイヤモンド原石)	
	22 生糸	※ タリバーン、ISIL、アルカイダ からの武器輸入は禁止	
		○ 輸入地域規制	
			1 他人の商標権を侵害する製品
			2 他人の著作物の複製品または翻案物
			3 スロットなどの賭博用のゲーム機とその部品
			4 モーターバイクの中古エンジン (50cc未満)、 部品、備品
			5 CFOが使われた冷蔵・冷凍庫
			6 HFC-22を使ったエアコン
			7 中古タイヤ (乗用車およびバイク用)
			8 ターク州およびカンチャナブリ県と接触している 国境から輸入した原木
			9 メーホンソーン県と接触している 国境から輸入した原木および加工木材
			10 ラオス、カンボジアから輸入したケランジ (Siamese Rosewood) の原木、加工木材、木製品
			11 安全基準を充たさない食品用の陶器の容器、 銀で表面加工された容器
			12 中古車 (牽引車、中古救急車、 特殊用途自動車を除く)
			13 中古車または中古のモーターバイクの車体
			14 パラク (水たばこ) および電子パラク または電子たばこ
			15 家庭ごみ
			16 電気電子機器廃棄物
			17 中古バイク

(注) 商務省にて詳細リスト入手可能。

(出所) JETRO より作成

(2) 輸出規制

一方、輸出規制の対象となる品目は、次の 3 タイプに分けられる（図表 16-2）。

① 輸出規制品目

国内産業保護や輸出管理等の観点から、輸入と同様、輸出入管理法に基づいて、輸出規制対象品目が指定されている。この規制には、「商務省外国貿易局の輸出許可認証取得が必要な品目 (15 品目)」、「一定の条件 (特定の果実及び野菜等で、品質証明や原産地証明書等の提出、業者名の表示、業界団体の会員登録等が求められる) の下でのみ輸出が認められる品目 (10 品目)」がある。

② 輸出禁止品目

他人の商標権を侵害するもの、他人の著作物の複製品・翻案物、砂、ケランジ (Siamese Rosewood) の木材及び木材製品の 4 品目は輸出が禁止されている。また、国連安全保障理事会決議に則して輸出禁止対象の地域規制 (10 カ国、及びタリバーン、ISIL、アルカイダ) がある。

③ 輸出業者登録制度の対象品目

タイホームマリ米 (ジャスミンライス)、タピオカ製品、魚粉等は、輸出品の品質確保の観点から、一定の条件を満たした上で、商務省への輸出業者登録が必要になる。

図表 16-2 輸出規制品目と輸出禁止品目のリスト

○ 輸出許可取得必要品目（15品目）	○ 一定の条件の下でのみ輸出が認められる品目（10品目）
1 粉、玄米および餅米 2 コメ（EUの関税割当対象となるもの） 3 キャッサバ製品 4 コーヒーおよびコーヒー製品 5 木材（ラムゴムノキ（rubber tree）を除く） 6 象（象牙、骨、毛、肉等やそれらから 製造された製品を含む） 7 砂糖 8 石炭 9 自然の砂で組成される鉱物 10 カフェイン 11 過マンガン酸カリウム 12 2020年1月1日発効の大爆破兵器に関する物品規制法 により規制対象とされる物品やその他一定条件を満たす物品 13 大豆かす 14 金 15 骨董品	1 農業局により指定された国への果実および野菜の輸出 2 蘭：輸出者登録、EU向け製品の場合品質証明が必要 竜眼（ラムヤイ）：輸出者登録や品質表示などが必要 3 ドリアン：輸出業者名・種類・賞味期限の表示義務あり ツナ缶詰：タイ食品加工業協会またはタイ・ツナ産業協会の会員であること 4 バイナップル缶詰・ジュース：業界団体の会員または タイのバイナップル産業であること 5 ダイヤモンド原石：外国貿易局への登録、キンバリー加工合意の下での ダイヤモンド原石輸出業者であることなど 6 加工鶏肉：EU向けは原産地証明が必要。 木材製品：森林法に基づく輸出証明書が必要。 7 木炭：森林法に基づく輸出証明書が必要。
○ 輸出地域規制	○ 輸出業者登録制度の対象品目（9品目）
1 エリトリア（武器と関連機器） 2 ソマリア（武器と関連機器） 3 コンゴ民主共和国（武器と関連機器） 4 北朝鮮（兵器、武器、宝飾品、輸送機器等） 5 イラン（兵器および武器） 6 スーダン（国連活動・人道支援等以外の目的での武器と関連機器） 7 南スーダン（国連活動・人道支援等以外の目的での武器と関連機器） 8 リビア（人道支援等以外の目的での武器） 9 イエメン（武器） 10 中央アフリカ共和国（武器） ※タリバーン、ISIL、アルカイダへの武器輸出は禁止	1 タイホームマリ米 6 魚粉 2 タビオカ製品 7 ヤエナリ 3 タビオカ澱粉 8 黒ヤエナリ 4 トウモロコシ 9 カボック 5 サトウモロコシ

(注) 商務省にて詳細リスト入手可能。

(出所) JETRO より作成

2. 関税制度

タイは、国内産業保護のために輸入品に対して高い関税障壁を設けていたが、国際的な貿易自由化の流れを反映して、関税の引き下げや関税区分の簡素化、国内産業、とりわけ中小企業の競争力強化に配慮した原材料や生産財の関税率引き下げが図られる等、輸入工業品に対する関税は大幅に引き下げられてきている。

ASEAN 域内からの輸入の場合には、1992 年に合意された ASEAN 自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area : AFTA）への参加（タイは原加盟国）に伴い、2010 年 1 月に域内関税が撤廃された。また、日本からの輸入の場合には、2007 年 11 月に JTEPA が発効したこと、全品目の 99.82% にあたる 5,495 品目の関税率が引き下げられた。このほか、タイはオーストラリア、ニュージーランド、ペルー、チリと二国間協定、ASEAN 加盟国として中国、インド、韓国との FTA を発効している。

2025 年 4 月、米国トランプ政権が、全ての国からの輸入品に 10% のベースライン関税と国別の追加関税を課す相互関税のガイダンスを発表し、タイの相互関税率は合計 36% に設定された。これに対しタイ当局は、米国市場依存からの脱却と、影響を受ける輸出業者への支援策を検討していることを明らかにした。両国間の交渉の結果、2025 年 8 月初旬に合意が成立し、タイから米国への関税 19% へと引き下げられ、ベトナム（20%）、インドネシア（19%）等と同水準にとなった。これにより、米国市場における輸出競争力の低下は回避された。今後は、品目別関税率の交渉や

原産地規則や非関税障壁への対応が交渉の焦点となる見込みである。

タイの関税体系には、①一般税率、②ASEAN 域内共通効果特恵関税 (Common Effective Preferential Tariff : CEPT) 税率、③FTA の適用税率、④一般特恵関税制度 (Generalized System of Preferences : GSP)、⑤世界的貿易特恵関税制度 (Global System of Trade Preferences : GSTP) がある。また、タイの関税は従量税の品目もあるが、大部分の品目は従価税である。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税に加え VAT が課せられ、更に一部の品目については物品税も課せられる。ただし、BOI の認可事業に係る生産用機械・設備や輸出製品製造用原材料の輸入に対しては、輸入関税の減免措置が講じられる。また IEA フリー・ゾーン（従来の輸出加工区 (Export Processing Zone : EPZ)）入居の場合の工場建屋建設資材や生産用機械・設備の輸入、生産用原材料・部品の輸入に対しても、輸入関税の免除措置がある。このような特典を受ければ、関税を支払ってしまった場合には、輸出製品製造用の原材料を輸入し、課税された輸入関税の還付を事後的に受けることとなる。ただし、税関への事前の登録が前提条件になっていることに留意する必要がある。

3. 通関手続

タイでは、通関手続の簡素化、ペーパーレス化の促進のため、“e-Customs”と呼ばれる電子通関システムが整備されている。また、“e-Payment”と呼ばれる電子関税支払システム等、通関手続に関してウェブサイト等を活用してサポートするシステムも整備されているため、進出企業にとっては手続の効率化が可能となっている。

輸出（入）許可証の必要な商品等の輸出入にあたっては、商務省外国貿易局等に対して、輸出（入）許可証の発給申請を行い、取得する必要がある。この取得に必要な書類等は図表 16-3 のとおりである。

なお、タイでは 2014 年 9 月 24 日から施行された新規則で、「国内一括窓口サービス (Thailand National Single Window)」が導入され、輸出入、運送、物流許可やその他の証明書もしくは書類を必要とする場合には、電子的方法で関税の申請書を一括して 1 つの窓口に提出すれば良いこととなった。それぞれの担当局から承認や許可が得られると、その情報が電子的方法で税関に通知される仕組みとなっている。

図表 16-3 輸出入通関手続に必要な書類

	輸入	輸出
1. 貨物申告書	○	○
2. インボイス	○	○ (2通)
3. パッキングリスト	○	-
4. 船荷証券 (B/L) もしくは航空貨物運送状 (Airway Bill)	○	-
5. 貨物受渡し書	○	-
6. 保険料請求書	○	-
7. 輸(出)入の管理品目または許可品目の場合、 関連省庁の発行する輸出(入)承認書	○	○
8. 原産地証明書(該当する場合)	○	-
9. 貨物の税関用説明資料(カタログ等)	○	○

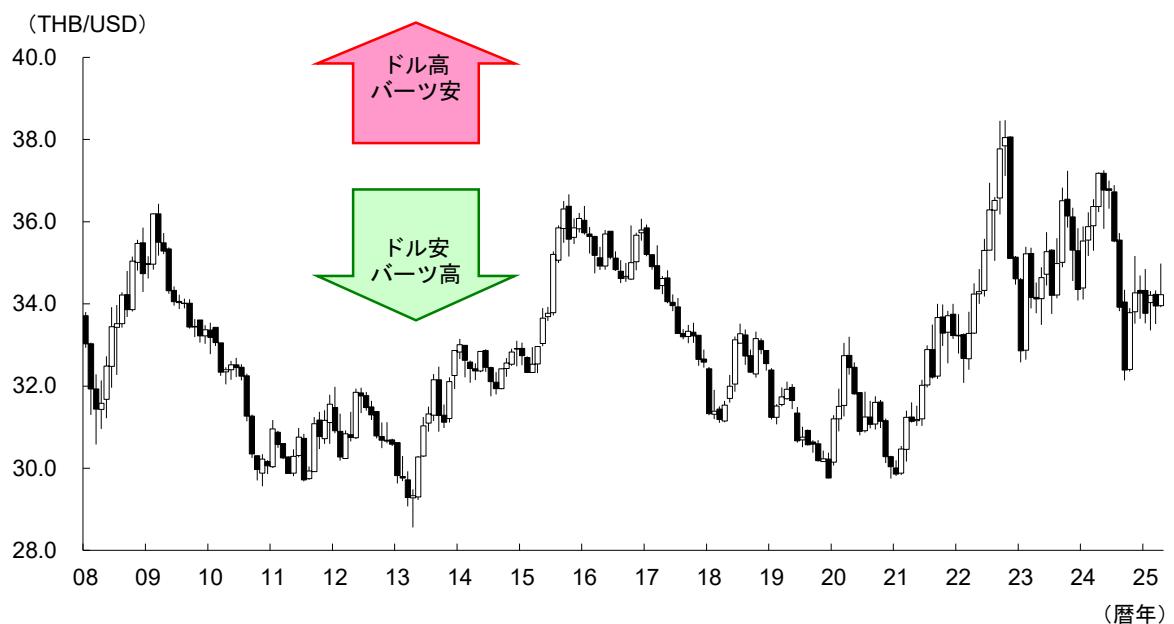
(出所) JETRO の資料より作成

4. 為替相場

外国為替管理に関しては、1942年外国為替管理法、1954年財務省令に定めがあり、財務省とタイ中央銀行（Bank of Thailand : BOT）が発した省令・告示・指示・通達に従い、財務省とBOTが為替管理を行っている。為替管理の最終責任は財務省にあるが、実際の運用はBOTが行っている。

タイの外国為替制度は、1997年7月のアジア通貨・金融危機を契機に、それまでの米ドルとのリンクが極めて強い通貨バスケット制から、市場の需給を反映させ過度の変動に対してのみBOTが介入する管理フロート制に移行した。BOTは、対米ドル相場について、前営業日の加重平均レートをレファレンスレートとして公表している。また、日本円を含む主要通貨については前営業日の各銀行の最終公表相場の単純平均を公表している。対ドル相場に関して、2024年前半はバーツの急激な上昇が進み、7月に1ドル32バーツ台を記録した。年末にかけ35バーツ手前で推移していた相場は、2024年12月の米国の利下げを経て34バーツを割り、2025年以降は上昇基調を強め、9月12日には一時期1ドル31.6バーツと、年初来高値を記録した。その後上昇はやや落ち着き2025年10月頭現在は1ドル32.3~32.5バーツ前後で推移している。対米ドルの為替レートは図表16-4のとおり。

図表 16-4 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg 等より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

タイでは、1990年5月のIMF¹⁶への移行を機に、数次にわたり為替管理の自由化を進めている。

このため、近隣諸国へのバーツ現金持出枠、海外株式取得枠、海外子会社への貸出枠等の拡大、外貨（ドル現金）持ち出し、銀行の非居住者向け貸出の自由化等、規制緩和が進んでいる。外国為替管理法上では、受取、支払とも指定通貨制度はなく、決済通貨に制約はない。

居住者はタイ国内の外為銀行にて外貨預金口座を開設することができる。入金の原資は、外国からの受領金となるが、それ以外にも実需取引の証明ができれば国内で保有しているバーツを外貨に交換して充当することもできる。

非居住者は、給与等をバーツで受け取るために、非居住者口座を開設することができる。非居住者預金への入金は、海外送金と同様の取引であると解釈されるため、タイ国内からの入金（国内銀行からの借入等）については実需を示す書類の提出等を行う必要がある。非居住者が外貨を預け入れる場合、原資がタイ国外であれば入出金や口座残高に係る規制はない。

¹⁶ IMF 8条国とは、国際通貨基金（IMF）協定第8条で規定された義務を受け入れている国のこと。このことをいう。

第8条は、(1) 経常取引における支払に対する制限の回避、(2) 差別的通貨措置の回避、(3) 他国保有の自国通貨残高の交換性維持、を規定している。

(1) 貿易取引

標準的決済方法として、①前払送金、②輸入信用状、③取立手形（D/P、D/A）、④後払いがある。この際、受取、支払とも決済通貨の制約はない。なお、輸入信用状は自由に開設できる。

輸出決済については、船積日から 360 日以内に行うことが求められている。また、輸出代金として外国通貨を受領した場合には、即座にバーツまたは外国通貨口座へ入金する必要がある。対外債務と相殺する場合、外為銀行は輸出代金の受取免除を承認することができる。ただし、輸出者はこの免除を為替銀行経由で BOT に報告する必要がある。

輸入決済については、輸入者は、決済資金として、外貨預金口座から自由に外貨を引き出すことができ、輸入信用状も自由に開設できる。ただし、輸入者は輸入決済時（L/C の場合は開設時）に為替銀行に取引目的の通知やインボイス等を提出する必要がある。

(2) 貿易外取引

被仕向送金（受取）については、外国からのバーツでの受取に制限はない。一方、外貨での受取については、5 万米ドル以上の受取がある会社で、輸出代金の受取でない場合は、その会社は取引日から 360 日以内にその外貨をバーツ建て、または外貨建て口座に預金しなければならない。ただし、その規定の免除を BOT に請求することができる。

一方、仕向送金（支払）は、保険、運輸等、役務の提供に係る貿易外取引については、バーツ建て、外貨建てとともに原則自由となっているが、一部の資本取引は BOT の事前承認が必要とされる。ロイヤリティーや配当金の送金、借入金の返済、利益等の返還（清算に伴う資本金の返還、配当金・減資金の返還等）は、BOT の事前承認は不要である。タイ国外に居住する者への貸付金の送金は、外貨建てで年間 5,000 万ドルを上限に、BOT の事前承認は不要であるが、外国為替銀行に対する送金者の ID や取引目的の通知が求められる。

(3) 資本取引

外国投資は、FDI、証券投資（資産運用投資）のいずれも自由化されている。非居住者による居住者への外貨貸付にも制限はないが、資本金や貸付金は一定の期間内にタイ国内の公認銀行または外貨預金口座に入金する必要がある。投資資金を本国へ送金する場合や海外で調達した外貨建て資金により借入金を返済する場合は、証明書類の提出を条件に可能となっている。